

## 平成 30 年 7 月西日本豪雨災害義援金募金への御協力について

平成 30 年 7 月、西日本を中心に発生しました集中豪雨による災害により、各地で人的被害や家屋倒壊等の甚大な被害が発生いたしました。

被害に遭われました方々には心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に対し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

被災地の一日も早い復興を願っているところです。

つきましては、当協会では下記のとおり全国の障がい者スポーツ関係者に募金を呼びかけ、被災された障がい者スポーツ関係者を始めとする皆様に微力ながら支援をしてみたいと考えております。そして、被災地における障がい者のスポーツ活動が 1 日も早く再開できるよう願っているところです。

何卒、皆様には趣旨をご理解のうえ是非ともご賛同頂き、ご支援賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、とりまとめました義援金につきましては、本会を通じて日本赤十字社に寄付することといたします。

平成 30 年 7 月 31 日

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
会長 鳥原 光憲

### 記

#### 1. 振込先

みずほ銀行 小舟町支店 (店番号 105)

普通預金 口座番号 1447421

公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 義援金口(コウエキガ イダ`ンホウジ`ン ニホンショウカ`イ`シャ`ポ`ー`ツ`キョウカ`イ`エンギ`ン`チ)

2. 取扱期間

平成 30 年 8 月 1 日（水）～11 月 30 日（金）

※日本赤十字社の受付期間が 12 月 31 日（月）までのため、上記期間にて募集します。

3. 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

併せて、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当します。